

# 消費者ネットワークわかやま



## 四季だより 第3号

2012年12月

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号  
わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649

## 消費者ネットワークわかやま 活動報告

### ◆ コープ商品フェアに参加しました!

9月29日(土)、和歌山県立体育館で開催された【コープ商品フェア】に無料法律相談コーナーと消費者問題啓発パネルの展示を行いました。当日、会場には約6300人(主催者発表)の来場者が訪れ、消費者ネットワークの展示コーナーでも足を止めて興味深そうに展示を眺めている方や資料を持ち帰る方などがいました。



### ◆ 消費者問題学習会を開催!!

9月15日(土)、わかやま市民生協組合員ホールにて「わかやま市民生協たすけあいの会」と共催し、

『私は絶対大丈夫と思っているあなたへ  
～消費者被害について～』

というテーマで、啓発講座を開催しました。

講師にNPO法人消費者サポートネット和歌山から相談員をお招きし、最近の事例から高齢者がだまされやすい手口など寸劇や紙芝居を交えて学習を行いました。

参加者からは「楽しく勉強させていただきました。寸劇もあって誰にでもわかりやすくいいと思います。」  
「芝居、図解、紙芝居など目で見て分かる学習会でとても参考になりました。教えて頂いた事をまわりの人に伝えて少しでも被害に遭わないようお互いに協力したいと思います。」などの感想を頂きました。

# 消費生活相談セミナーを開催

(主催:日本司法書士連合会 後援:和歌山県司法書士会)



11月17日(土)、午後1時からシティイン和歌山で消費生活相談セミナーを開催しました。

基調講演は、静岡県司法書士会の山田茂樹先生。

山田先生はご自身の豊富な経験に基づき、高齢者を対象とする消費者被害事件とそれに対する対応について、詳しくお話いただきました。

続いて、NPO法人消費者サポートネット和歌山理事長の赤井カホルさんから和歌山県における消費者問題への取り組みをお話いただきました。

その後、パネルディスカッション。

パネラーは、和歌山県環境生活部県民局県民生活課の上村英之副課長、NPO法人消費者サポートネット和歌山の赤井カホル理事長、和歌山県司法書士会の戸井洋木常任理事、日司連消費者行政との連携を推進する委員会の浅田奈津子副委員長。

消費者被害救済のためには行政・市民・専門家などの連携をより強化していかなければならないことが確認されました。



## KC's の差止活動報告



適格消費者団体 非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体(不当な勧誘や不当契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめる差止請求訴訟ができる団体。全国で11団体が認定。)

◎KC'sは美術通信教育講座を運営する(株)講談社フェーマススクールズに対して、同社が使用する契約書の一部差止を求めて、大阪地方裁判所に差止訴訟を提起しました。  
(消費者団体訴訟は KC'sは5件目 全国では27件目となります)



10月9日(火)、KC'sが表記訴訟を大阪地方裁判所に差止訴訟を提起しました。この訴訟は、特定商取引法及び消費者契約法の2つを根拠条文として、差止請求を行うものです。

契約条項にしたがって解約清算金を計算すると、中途解約清算金は、3年の通信教育期間中の最初の6か月未満の時期に、中途退学手続きを取った場合であっても、総学費(1,611,500円)のほぼ半額である48.5%(782,000円)という高額に及ぶものです。

◎賃貸住宅会社の(株)明来に対して、契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の判決言渡しが11月12日(月)にあり、一部差止が認められました。

判決は、賃借人に対する後見開始・保佐開始の審判・申立てがあったときに契約を解除できるとの意思表示を行ってはず、そのような条項を記載された契約書ひな形を廃棄する旨を命じ、差止を認めました。しかし、それ以外のKC'sの差止請求をいずれも棄却しました。請求棄却された部分については、大阪高裁へ控訴していきます。

## 和歌山市市民生活相談センターの紹介

まず、現在までの消費生活相談体制の経緯について説明します。

平成19年6月に消費生活相談員を1名採用し、市民総務課消費計量班で消費生活相談窓口を開設しました。

翌年の平成20年4月に職員が配属され、2名で相談を受けていました。平成23年4月に組織改正により、

消費生活相談と市民相談を統合し、市民生活相談センター(以下センター)として、民事、家事、消費の総合相談窓口となりました。

また、この時に消費者行政活性化基金(以下基金)を活用し、消費生活相談員1名の増員を図り、相談員は3名体制(実質はセンター長兼務のため、3割程度で2.3名)になりました。相談体制は一定の充実が図れましたが、他の同規模の市と比べれば、まだまだ充実・強化する必要があります。

消費生活相談件数は当初、300件程度と少なかったが、広報や啓発の効果もあり、平成23年度は608件、今年度は前年度以上になる予想です。啓発は、市HPへの掲載、啓発講座、ラジオ・テレビスポット放送、啓発パンフレットの作成・配布、バスラッピング広告を実施し、消費者被害の未然防止の呼びかけや、窓口の広報を行っています。

これからのセンターの喫緊の課題としては、せつかく最低限の相談体制が構築できましたが、平成25年度以降の基金の動向が不透明で、消費者行政の後退が懸念されます。

相談窓口の体制はもちろんのこと、啓発も重要な部分です。啓発ということでは、財政的な制約を受けると、メニューも限られてきて情報が偏在してしまい、未然防止という観点からも問題です。

悪質な業者は手を変え品を変え、その時々様々な話題をネタに消費者の財産を狙ってくるため、多発している被害の手口等の情報共有が重要だと考えています。その面から消費者ネットワークわかやまさんはじめ関係機関とも連携を図り、消費者行政の充実・強化に努めていきたいと考えておりますので、ご協力よろしく申し上げます。



和歌山市市民生活相談センター長 河内 右吉 氏

## 橋本市消費者啓発講演会の報告

平成24年9月8日(土)、橋本市教育文化会館において、橋本市主催の「消費者啓発講演会」が開催され、200人を超える参加者がありました。

弁護士の村千鶴子先生をお招きして、市民を対象に「最近の悪質商法～かしこい消費生活を送るために～」をテーマにお話をいただきました。村先生は、悪質な訪問販売や電話勧誘販売などのあの手この手を紹介され、身近な話題を織り交ぜながら「消費者はなぜだまされるのか」「訪問販売のルール」など、日常生活を送る中で知っておいてほしいことを、参加者に語りかけていました。

また、前座で奈良県橿原市の「くらしの安全安心サポーター橿原 ざ・ひめみこ」による節電ブームに便乗した悪質商法の寸劇が披露され、笑いを交えながらの啓発も行われました。

橋本市では、昨年、社債と未公開株をかたる利殖商法により高額な被害が発覚したこともあり、市としてもより一層消費者被害の未然防止・拡大防止への注意喚起に力を入れています。

今回は、これらの状況を踏まえ、学ぶところが多い講演内容でした。



村 千鶴子 弁護士

■橋本市消費生活相談窓口(市民安全課内) 0736-33-1227

## 平成24年度 近畿ブロック

予 告

# 地方消費者グループ・フォーラム

「 広げよう連携の輪 ～消費者問題の解決を地域から～」

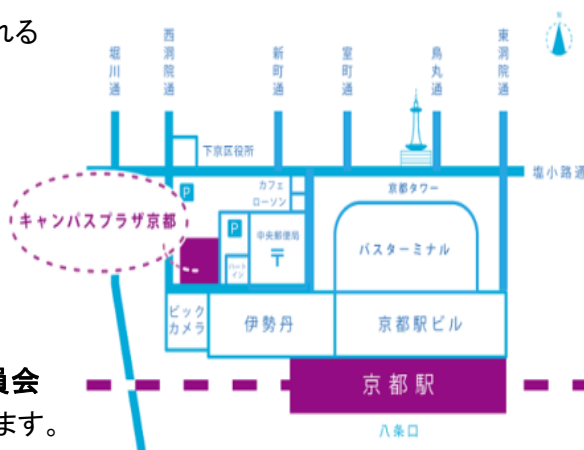
近畿の各地域において消費者問題に取り組んでいる様々な人々が集まり、地域の消費者の安全・安心を確保するために、行政のみならず消費者団体をはじめとした多様な主体が交流・連携する場として今年も開催されます。今回は分科会で橋本市のとりくみが報告される予定です。

と き :平成25年2月6日(水)  
13:00～16:30

ところ :キャンパスプラザ京都  
(京都市左京区西洞院通塩小路下ル)ビックカメラ前

主 催:消費者庁・近畿ブロック地方消費者GF実行委員会

※ 消費者ネットワークわかやまも実行委員会に参加しています。



## 消費者ネットワークわかやま 第3回総会・記念講演

予 告

と き :平成25年4月13日(土) 13:00～15:10(予定)

ところ :県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛 12Fホール

第1部:13:00～ 第3回総会

第2部:13:30～ 記念講演 『知れば安心消費者トラブル笑ってガード』

講 師:三代目 林家 染二 (落語家)

身近に迫る悪質商法の手口をおもしろおかしく笑いに包みながら被害を防ぐ知識として楽しくお話します。また、講演の後には悪質商法を盛り込んだ「落語」もお楽しみいただき、大笑いしながら悪質商法の手口を学んでいただく予定です。